



2022年11月21日

各位

会社名 株式会社エスユーエス
代表者名 代表取締役社長 齋藤 公男
(コード番号：6554 東証グロース)
問合せ先 取締役兼最高財務責任者 浅田 剛史
(TEL. 075-229-7400)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年11月21日開催の取締役会において、2022年12月22日開催予定の第24回定時株主総会に付議する定款の一部変更を、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社グループの今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加するものであります。
- (2) 「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)及び「産業競争力強化法に基づく場所の定めのない株主総会に関する省令」(令和3年法務省・経済産業省令第1号)が2021年6月16日に施行されたことに伴い、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができるよう、定款第12条第2項を追加するものであります。なお、定款第12条第2項の効力は、本定時株主総会での決議に加え、当社による場所の定めのない株主総会が、株主の皆様の利益の確保に配慮しつつ産業競争力を強化することによって資する場合として、経済産業省令および法務省令の定めに基づき、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として、効力を生じるものとします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しています。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(16) (条文省略) (新設) (新設) (新設) (17) 起業家支援及び投資に関する事業 (18) 前6号から16号についての受託、請負業務及び技術提供	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)～(16) (現行どおり) <u>(17) 細胞培養加工施設運営事業</u> <u>(18) 細胞の加工、製造、培養、保管管理及び販売事業</u> <u>(19) 再生医療等製品の製造、販売事業</u> (20) 起業家支援及び投資に関する事業 (21) 前6号から19号についての受託、請負業務及び技術提供

現行定款	変更案
<p>(19) 前各号に関連または付帯する一切の事業</p> <p>(招 集) 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時これを招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>附則</p> <p>1. 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p>(新設)</p>	<p>(22) 前各号に関連または付帯する一切の事業</p> <p>(招 集) 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎年 12 月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに、随時これを招集する。</p> <p>2. <u>当会社は、感染症拡大または天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが、株主の利益にも照らして適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u></p> <p>附則</p> <p><u>(電子提供措置等に関する経過措置)</u> 第 1 条 現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第15条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</p> <p>3. 本条は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p> <p><u>(場所の定めのない株主総会に関する経過措置)</u> 第 2 条 <u>第12条の変更は、経済産業省令・法務省令で定める要件に該当することについて、経済産業大臣および法務大臣の確認を受けることを条件として効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生日をもって、これを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年12月22日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年12月22日(予定)

以 上